

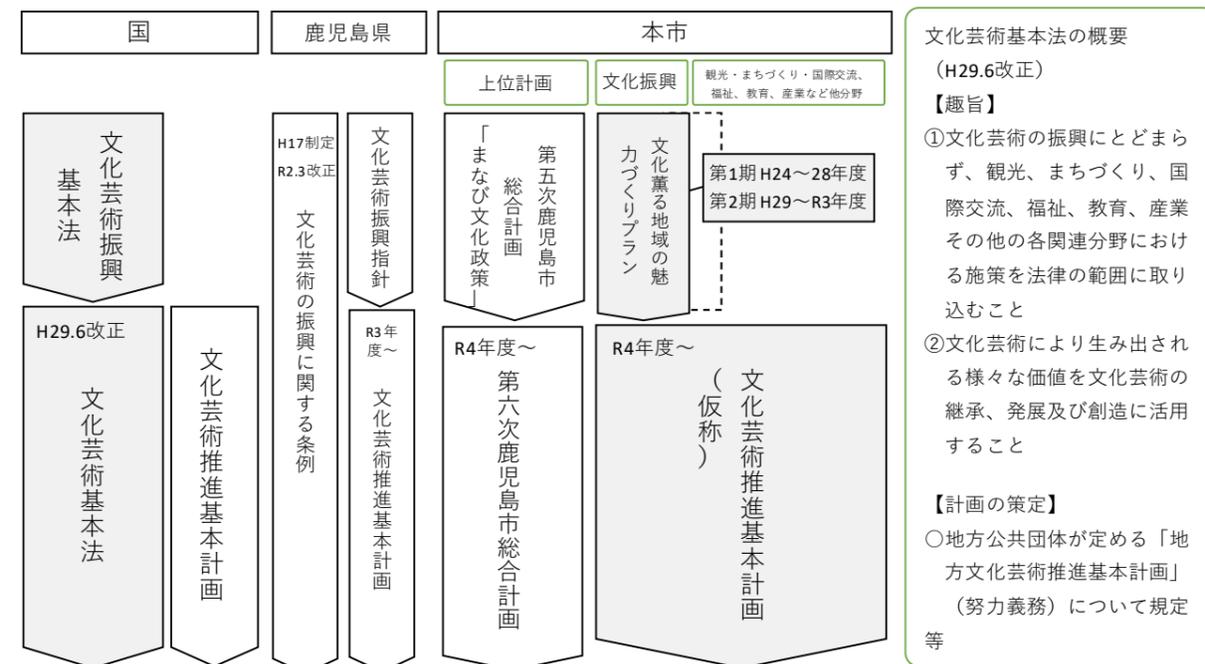
## 鹿児島市文化芸術推進基本計画の策定について

第2期文化薫る地域の魅力づくりプランの計画期間が令和3年度に終了することに伴い、文化芸術基本法（平成29年6月改正）に基づき、本市の文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進する計画を策定する。

## 1 趣旨

現行の文化薫る地域の魅力づくりプランにおいては、主に文化芸術の振興に関する施策のみを規定しているため、策定する計画では、文化芸術基本法に基づき、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業等の分野の文化芸術関連施策を含めることにより、本市の文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進する。

文化芸術基本法の改正と県及び本市の文化芸術に関する指針について



## 2 鹿児島市文化芸術推進基本計画（仮称）

- 計画期間 5年間又は10年間（5年見直し）を基本に検討
- 内容 策定の趣旨、背景、文化薫る地域の魅力づくりプランの取組の成果と課題、本市の文化芸術の現状と課題（意識調査結果等）、計画の方向性（施策の体系）、推進体制など

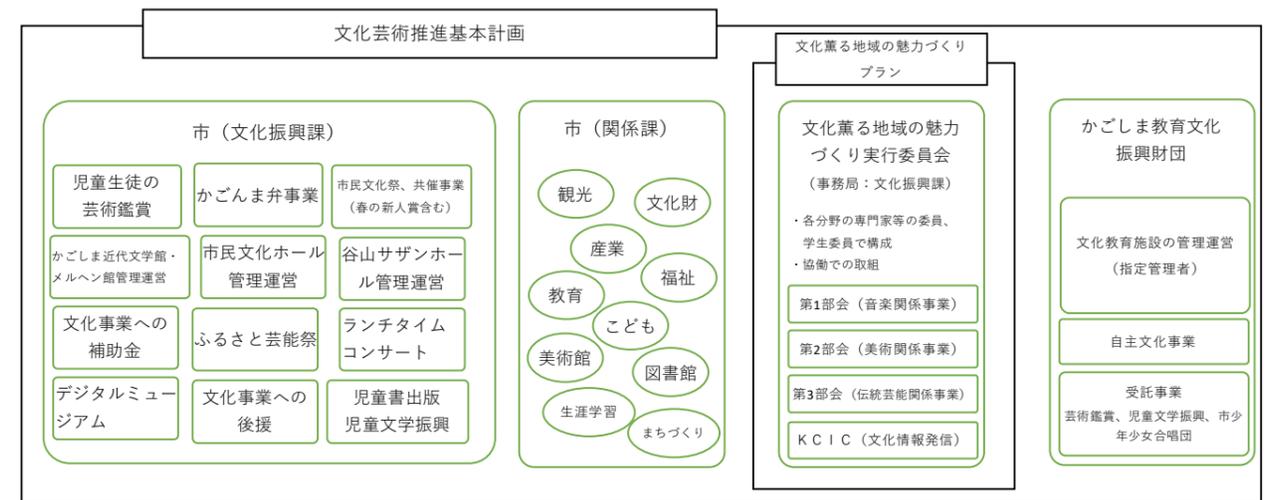
## 3 他都市の文化政策の指針等策定状況

政令指定都市：20市中18市策定 中核市：58市中45市策定

（参考）文化政策のための条例：政令指定都市7市制定 中核市20市制定

※令和元年10月1日現在 ※文化庁「地方における文化行政について」より

## 4 本市の文化施策の推進イメージ



## 5 計画の策定体制

文化薫る地域の魅力づくり実行委員会委員や有識者等で構成される策定委員会、及び庁内関係課で構成される庁内連絡会議にて検討を行う。

- 鹿児島市文化芸術推進基本計画策定委員会
  - 委員構成案（実行委員会委員、学識経験者、各分野の専門家、公募市民）
- 鹿児島市文化芸術推進基本計画策定連絡調整会議
  - 市民文化部長及び関係課長で構成
  - 関係課の係長や担当者で構成する連絡調整ワーキンググループを必要に応じて開催

## 6 策定スケジュール

<R2年度>

- 有識者等による文化芸術推進基本計画策定委員会の開催（7月以降3回程度）
- 庁内関係課による会議の開催（7月以降3回程度）
- 市民意識調査の実施（8～9月頃）

<R3年度>

- 有識者等による文化芸術振興計画策定委員会の開催（3回程度）
- 庁内関係課による会議の開催（3回程度）
- パブリックコメント実施（12月頃）
- 計画策定（R4年3月末予定）